

山武市行財政改革外部評価委員会公開要領

- 1 山武市行財政改革外部評価委員会の会議は、原則公開とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、会議において取り扱う情報が、次の各号のいずれかに該当すると委員長が認めるときは、非公開とすることができる。
 - (1) 法令又は条例の定めるところにより、又は実施機関が法律上従う義務を有する各大臣等の指示により、公にすることができないと認められる情報
 - (2) 個人又は法人に関する情報であって、会議を公開することにより個人又は法人の権利利益を害するおそれがある情報
 - (3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、会議を公開することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上の地位若しくは事業運営上の地位その他正当な利益が明らかに損なわれると認められる情報
 - (4) 市と国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人その他公共団体若しくは公共的団体（以下「国等」という。）との間における協力、協議、依頼等により実施機関が作成し、又は取得した情報であって、公開することにより、市と国等との協力関係又は信頼関係が損なわれると認められる情報
 - (5) 市の機関内部又は市と国等の機関が行う事務事業について、その意思形成過程における審議、検討、調査、研究等に関する情報であって、公開することにより、当該事務事業又は将来の同種の事務事業に係る意思形成に支障が生じると認められる情報
 - (6) 市又は国等が行う監査、検査、争訟、交渉、契約、試験、調査、研究、人事管理、現業の事業経営その他の事務事業に関する情報であって、公開することにより、当該事務事業又は将来の同種の事務事業の公正又は円滑な執行に支障が生ずるおそれがある情報
 - (7) 前各号に定めるもののほか、会議を公開することにより会議の公正又は円滑な運営に著しい支障を生ずるおそれのある情報